

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年8月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400064 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400028 号

## 第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日 (令和2年6月1日) 及び取得年月日 (令和3年1月1日) を取り消し、令和2年6月から同年12月までの標準報酬月額を8万8,000円とすることが必要である。

令和2年6月1日から令和3年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年6月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年6月1日から令和3年1月1日まで

私は、平成30年9月5日にA社に入社し、現在に至るまで勤務しているが、事業主が、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年6月1日とする誤った届出を行い、その後、当該資格喪失を取り消す届出を行ったものの、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第75条本文該当) となっている。

請求期間中も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間を保険給付の対象となる記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時の事業主 (以下「元事業主」という。) の回答により、請求者は、請求期間も継続してA社に正社員として勤務していたことが認められる上、元事業主の回答並びに請求者が当該期間に居住していたC市D区から提出された令和2年分及び令和3年分の給与支払報告書 (個人別明細書) (写) により、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与支払報告書 (個人別明細書) (写) 及び令和4年6月27日に処理された厚生年金保険被保険者資格喪失前の記録から、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず不明であるが、元事業主は、当初、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年6月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に提出したものの、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年2月27日（受付日）に、当該資格喪失日を取り消す届出を行っており、請求者の請求期間については、厚生年金保険法第75条本文該当により保険給付の計算の基礎とならない記録とされていることから、年金事務所は、請求者の令和2年6月1日から令和3年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2400072号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2400030号

## 第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年6月1日から同年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和58年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和58年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和57年4月2日にA社に入社し、平成21年9月30日に退職するまで継続して同社に勤務していた。

しかしながら、厚生年金保険の記録では、A社C支店から同社B支店へ異動した際の被保険者資格取得年月日が昭和58年6月1日となっており、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、A社B支店に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を昭和58年5月1日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

企業年金連合会から提出されたD厚生年金基金の中脱記録照会(回答)、雇用保険の加入記録及び同僚の回答から、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務(昭和58年5月1日にA社C支店から同社B支店に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和58年6月の記録及び上記中脱記録照会(回答)における請求期間の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 58 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400068 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400029 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社において昭和 62 年 4 月 1 日に入社し、配属先の同社C工場において平成元年 3 月 31 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における資格喪失年月日が同年 3 月 21 日となっており、請求期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成元年 4 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社において入社日である昭和 62 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 31 日まで継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成元年 3 月 20 日となっており、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と符合していることが確認できる上、請求期間当時に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚について雇用保険の加入記録を調査したところ、いずれの者も請求者と同様に雇用保険の離職年月日と厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は符合していることが確認できる。

また、上記同僚及び請求者が名前を挙げた複数の同僚に対し照会したところ、請求者を知っているとする複数の同僚は、請求者のA社における退職日については不明である旨回答又は陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、事業主は、請求期間当時の従業員に係る退職日の取扱い並びに請求者のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、資料がないため不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社が加入しているD健康保険組合から提出された被保険者台帳（ハードコピー）によると、請求者の同社に係る健康保険被保険者資格の喪失日は平成元年3月21日となっており、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。